

国住指第 327 号 - 6
令和 6 年 1 月 31 日

(一財) 日本建築設備・昇降機センター理事長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

**用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を
定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の
一部を改正する告示等の施行について**

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 56 号）は、令和 6 年 1 月 31 日に公布、同日施行されることとなった。

また、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 57 号）は、令和 6 年 1 月 31 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

については、別添のとおり都道府県建築主務部長宛てに通知したので、周知する。